

2. 教育環境の充実を求めて

(5) 学校給食の充実を求めて

- ②「義務教育は無償」の原則を堅持するうえでも、本市で第三子からの給食費無料化について検討を

【答弁】

学校給食の実施に必要な経費につきましては、学校給食法及び同法施行令におきまして、施設や設備に要する経費並びに学校給食に従事する職員に要する給与などにつきましては公費負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とすることと定められており、保護者の方々には、食材にかかる経費をご負担いただいている状況でございます。

現在ご負担いただいております給食費は、小学生低学年が1食当たり225円、高学年が235円、中学生は330円となっておりますが、学校給食は、子どもたちの心身の発達や健康づくりを支える大きな役割を担っております。

ご負担につきましては、子どもたちへの栄養面を考慮し安心・安全な給食をご提供させていただくにあたって、保護者の方々にもご理解いただけるようお願いいたしているところでございます。

議員ご提案の第三子からの給食費無料化については、今後調査研究してまいりたいと考えております。